

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）

令和4年4～9月の電気・ガス料の利用総額に応じた助成金を交付します

コロナ禍における物価高騰対策として、エネルギー料金の高騰による影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、市独自の助成金を交付します。

【助成額】

令和4年4月～9月分の電気料・ガス料の利用総額		一事業所あたり 助成額
3万円以上	9万円未満	1万円
9万円以上	15万円未満	3万円
15万円以上	30万円未満	5万円
30万円以上	45万円未満	10万円
45万円以上	60万円未満	15万円
60万円以上	75万円未満	20万円
75万円以上	90万円未満	25万円
90万円以上	105万円未満	30万円
105万円以上	120万円未満	35万円
120万円以上	135万円未満	40万円
135万円以上	150万円未満	45万円
150万円以上	165万円未満	50万円
165万円以上	180万円未満	55万円
180万円以上		60万円

【助成対象事業所】

介護保険法・ 老人福祉法・ 高齢者居住法関連	居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護保険施設、地域包括支援センター（介護予防支援含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
障害者総合支援法 関連	障害福祉サービス、相談支援
児童福祉法・ 認定こども園法・ 学校教育法関連	障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、病児保育事業、母子生活支援施設、保育所、認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）、認定こども園、幼稚園
市場業務条例関連	卸売業務、仲卸業務、関連事業

※上記以外の業種の中小企業・個人事業者は、船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）の対象となります。

【申請受付期間】

令和4年11月中旬～令和5年2月28日

※受付開始日が決定しましたら、市ホームページ（右下二次元コード参照）でお知らせします

助成金の詳細（要件、申請方法等）は、
右の二次元コードにアクセスするか、下記問合せ先までご連絡ください。



問合せ先：船橋市商工振興課 TEL：047-436-2472 Email：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp